

淀川水系流域委員会委員候補推薦にあたっての留意点

淀川水系流域委員会規約(案)概要

(目的)

- (1)河川整備計画に基づき河川管理者が年度毎に実施する事業や施策の進捗状況の点検結果について意見を述べ、河川管理者がそれに基づき必要な処置・改善をしていく展開につなげること。
- (2)進捗状況の点検結果や社会情勢の変化を踏まえ河川整備計画の変更を行う必要が生じた場合に、河川管理者が示す変更原案に対して意見を述べること。

(委員会)

委員の任期は原則として2年とする。

(専門家委員会)

専門家委員会は、各専門分野の学会に属し実績と経験をもって現在も引き続き研究活動を行っている者で構成する。

(地域委員会)

地域委員会は、継続的に淀川流域の河川に関係する様々な活動や研究を行っている者で構成する。

その他留意点

- ・各委員会の委員構成は10名程度とする。
- ・年齢条件:68歳未満(平成23年9月末時点)
- ・委員会の開催は、原則年3~4回とする。
- ・会議開催場所については、原則近畿地方整備局(大阪)とする。